

(1) 広島大学学則(改正案)

(平成16年4月1日規則第1号)

広島大学学則

目次

- 第1章 総則(第1条―第5条)
- 第2章 教育研究等組織(第6条―第18条)
- 第3章 運営組織(第19条―第27条)
- 第4章 その他(第28条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

(事務所の所在地)

第3条 本学は、主たる事務所を広島県東広島市鏡山一丁目3番2号に置く。

(理念)

第4条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たな知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

(自己点検・評価)

第5条 本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下この条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価(以下この条において「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、前項に規定する自己点検・評価に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下この条において「認証評価」という。)を受けるものとする。
- 3 本学は、学校教育法第109条第3項の規定に基づき、前項に規定する認証評価のほか、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 第1項に規定する自己点検・評価並びに第2項及び前項に規定する認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究等組織

(学部)

第6条 本学に、次の学部を置く。

総合科学部
文学部
教育学部
法学部
経済学部
理学部
医学部
歯学部
薬学部
工学部
生物生産学部
情報科学部

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、次の研究科を置く。

人間社会科学研究科
先進理工系科学研究科
統合生命科学研究科
医系科学研究科

- 3 大学院に、履修上の組織として卓越大学院・大学院リーディングプログラム機構を置く。

(学術院)

第8条 本学に、教員組織として学術院を置く。

- 2 学術院に学術院長を置き、学長をもって充てる。
- 3 学術院に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第9条 本学に、次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(附置研究所)

第10条 本学に、原子爆弾その他の放射線による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究のため、附置研究所として原爆放射線医科学研究所を置く。

2 原爆放射線医科学研究所に、研究部門及び研究センターを置く。

3 原爆放射線医科学研究所は、大学の教員その他の者で原爆放射線医科学研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(病院)

第11条 本学に、医学及び歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて地域医療の向上に寄与するため、医療に関する教育研究施設として病院を置く。

2 病院に、診療科及び中央診療施設を置く。

3 病院に、薬剤部、看護部及び診療支援部を置く。

第11条の2 病院に、東広島地区における歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて東広島地域の歯科医療の向上に寄与するため、歯科診療所を置く。

2 歯科診療所に関し必要な事項は、病院が定める。

(図書館)

第12条 本学に、図書館を置く。

(教育本部)

第12条の2 本学に、学士課程教育、大学院課程教育及び特別支援教育特別専攻科教育における入学者選抜、教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を推進するとともに、教養教育を実施するため、教育本部を置く。

(学部等附属の教育研究施設)

第13条 次の表の左欄に掲げる学部、研究科及び附置研究所(以下この条において「学部等」という。)に、右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設(以下この条において「附属施設」という。)を置く。

学部等名	附属施設名
薬学部	薬用植物園
生物生産学部	練習船豊潮丸
人間社会科学研究科	幼年教育研究施設、教育実践総合センター、特別支援教育実践センター、心理臨床教育研究センター、地域経済

	システム研究センター，リーガル・サービス・センター
先進理工系科学研究科	理学融合教育研究センター
統合生命科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設
医系科学研究科	先駆的看護実践支援センター，先駆的リハビリテーション実践支援センター
原爆放射線医科学研究所	被ばく資料調査解析部

2 附属施設に関し必要な事項は，当該学部等が定める。

(全国共同利用施設)

第 14 条 本学に，全国共同利用施設として，放射光科学研究センターを置く。

2 放射光科学研究センターは，大学の教員その他の者で放射光科学研究センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(中国・四国地区国立大学共同利用施設)

第 15 条 本学に，中国・四国地区国立大学共同利用施設として，西条共同研修センターを置く。

(学内共同教育研究施設等)

第 16 条 本学に，学内共同教育研究施設として，次の施設を置く。

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

高等教育研究開発センター

情報メディア教育研究センター

自然科学研究支援開発センター

森戸国際高等教育学院

産学・地域連携センター

教育開発国際協力研究センター

保健管理センター

平和センター

環境安全センター

総合博物館

北京研究センター

宇宙科学センター

外国語教育研究センター

文書館

スポーツ科学センター

HiSIM 研究センター

現代インド研究センター
ダイバーシティ研究センター
両生類研究センター
トランスレーショナルリサーチセンター
防災・減災研究センター
脳・こころ・感性科学研究センター
ゲノム編集イノベーションセンター
デジタルものづくり教育研究センター

- 2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。
(附属学校)

第 17 条 本学に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園
附属三原幼稚園
附属小学校
附属東雲小学校
附属三原小学校
附属中学校
附属東雲中学校
附属三原中学校
附属福山中学校
附属高等学校
附属福山高等学校

(教育研究活動等)

- 第 18 条 第 6 条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 運営組織

(役員)

- 第 19 条 本学に、役員として、学長、理事 7 人以内及び監事 2 人を置く。

第 20 条 学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。

- 2 学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第 24 条に定める役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見(法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

- (5) 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本学の業務を監査する。

5 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 21 条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第 22 条 本学に、教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当するため、副学長を置くことができる。

2 副学長は、理事をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、理事でない副学長を置くことができる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第 23 条 本学に、学長の指示する特定の業務等を遂行するため、学長補佐を置く。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第 23 条の 2 本学に、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐するため、副理事を置く。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第 24 条 本学に、重要事項について審議するため、役員会を置く。

2 役員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 25 条 本学に、経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 26 条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の運営組織)

第 27 条 第 19 条から前条までに規定するもののほか、運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 その他

(雑則)

第 28 条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 20 日規則第 153 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 18 日から施行し、平成 16 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 2 月 15 日規則第 11 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定中スポーツ科学センターに係る部分については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 24 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 歯学部附属歯科衛生士学校及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「旧専修学校」という。)は、この規則による改正後の広島大学学則第 17 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に旧専修学校に在学する者が当該旧専修学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 6 月 28 日規則第 111 号)

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 27 日規則第 117 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 31 日規則第 96 号)

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 17 日規則第 123 号)

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 42 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 22 日規則第 91 号)

この規則は、平成 19 年 5 月 22 日から施行し、この規則による改正後の広島大学学則の規定は、平成 19 年 5 月 21 日から適用する。

附 則(平成 19 年 6 月 25 日規則第 104 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日規則第 175 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 17 日規則第 45 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 22 日規則第 145 号)

この規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 23 日規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 8 日規則第 108 号)

この規則は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 20 日規則第 105 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 24 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第 7 条第 2 項に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第 7 条第 2

項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 16 日規則第 79 号)

この規則は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 17 日規則第 14 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日規則第 6 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 31 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 26 日規則第 177 号)

この規則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 13 日規則第 187 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広島大学先進機能物質科学研究センター規則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 84 号)は、廃止する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 56 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広島大学サステナブル・ディベロップメント実践研究センター規則(平成 22 年 6 月 8 日規則第 109 号)は、廃止する。

附 則(平成 30 年 9 月 18 日規則第 118 号)

この規則は、平成 30 年 9 月 18 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定中森戸国際高等教育学院及び脳・こころ・感性科学研究センターに係る部分については、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 25 日規則第 158 号)

この規則は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 24 日規則第 3 号)

この規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 25 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第 7 条第 2 項に規定する医歯薬保健学研究科及び生物圏科学研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学学則第 7 条第 2 項に規定する総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科及び法務研究科は、この規則による改正後の広島大学学則第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(2) 広島大学学則の変更事項

1 変更の事由

広島大学に、大学院人間社会科学研究科及び大学院先進理工系科学研究科を設置することとするため。

2 変更の概要

- ① 広島大学に、大学院人間社会科学研究科及び大学院先進理工系科学研究科を設置する。
- ② ①の設置に伴い、学部等附属の教育研究施設を変更する。

(3) 広島大学学則(改正案)新旧対照表

改正前	改正後																														
(略) (大学院) 第7条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、次の研究科を置く。 <u>総合科学研究科</u> <u>文学研究科</u> <u>教育学研究科</u> <u>社会科学研究科</u> <u>理学研究科</u> <u>先端物質科学研究科</u> <u>工学研究科</u> <u>国際協力研究科</u> 統合生命科学研究科 医系科学研究科 <u>法務研究科</u> 3 大学院に、履修上の組織として卓越大学院・大学院リーディングプログラム機構を置く。 (略) (学部等附属の教育研究施設) 第13条 次の表の左欄に掲げる学部、研究科及び附属研究所(以下この条において「学部等」という。)に、右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設(以下この条において「附属施設」という。)を置く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部等名</th><th>附属施設名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬学部</td><td>薬用植物園</td></tr> <tr> <td>生物生産学部</td><td>練習船豊潮丸</td></tr> <tr> <td><u>教育学研究科</u></td><td>幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター</td></tr> <tr> <td><u>社会科学研究科</u></td><td>地域経済システム研究センター</td></tr> <tr> <td><u>理学研究科</u></td><td>理学融合教育研究センター</td></tr> <tr> <td>統合生命科学研究科</td><td>瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設</td></tr> <tr> <td>医系科学研究科</td><td>先駆的看護実践支援センター，</td></tr> </tbody> </table>	学部等名	附属施設名	薬学部	薬用植物園	生物生産学部	練習船豊潮丸	<u>教育学研究科</u>	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター	<u>社会科学研究科</u>	地域経済システム研究センター	<u>理学研究科</u>	理学融合教育研究センター	統合生命科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設	医系科学研究科	先駆的看護実践支援センター，	(略) (大学院) 第7条 同左 2 // <u>人間社会科学研究科</u> <u>先進理工系科学研究科</u> 統合生命科学研究科 医系科学研究科 3 同左 (略) (学部等附属の教育研究施設) 第13条 同左 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部等名</th><th>附属施設名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬学部</td><td>薬用植物園</td></tr> <tr> <td>生物生産学部</td><td>練習船豊潮丸</td></tr> <tr> <td><u>人間社会科学研究科</u></td><td>幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター，<u>地域経済システム研究センター</u>，<u>リーガル・サービス・センター</u></td></tr> <tr> <td><u>先進理工系科学研究科</u></td><td>理学融合教育研究センター</td></tr> <tr> <td>統合生命科学研究科</td><td>瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設</td></tr> <tr> <td>医系科学研究科</td><td>先駆的看護実践支援センター，</td></tr> </tbody> </table>	学部等名	附属施設名	薬学部	薬用植物園	生物生産学部	練習船豊潮丸	<u>人間社会科学研究科</u>	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター， <u>地域経済システム研究センター</u> ， <u>リーガル・サービス・センター</u>	<u>先進理工系科学研究科</u>	理学融合教育研究センター	統合生命科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設	医系科学研究科	先駆的看護実践支援センター，
学部等名	附属施設名																														
薬学部	薬用植物園																														
生物生産学部	練習船豊潮丸																														
<u>教育学研究科</u>	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター																														
<u>社会科学研究科</u>	地域経済システム研究センター																														
<u>理学研究科</u>	理学融合教育研究センター																														
統合生命科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設																														
医系科学研究科	先駆的看護実践支援センター，																														
学部等名	附属施設名																														
薬学部	薬用植物園																														
生物生産学部	練習船豊潮丸																														
<u>人間社会科学研究科</u>	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター， <u>地域経済システム研究センター</u> ， <u>リーガル・サービス・センター</u>																														
<u>先進理工系科学研究科</u>	理学融合教育研究センター																														
統合生命科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター，臨海実験所，宮島自然植物実験所，植物遺伝子保管実験施設																														
医系科学研究科	先駆的看護実践支援センター，																														

	先駆的リハビリテーション 実践支援センター		先駆的リハビリテーション 実践支援センター
法務研究科	リーガル・サービス・センター		
原爆放射線 医科学研究所	被ばく資料調査解析部	原爆放射線 医科学研究所	被ばく資料調査解析部
2 附属施設に関し必要な事項は、当該学部等が定める。		2 同左	
(略)		(略)	
		<u>附 則</u> 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 この規則による改正前の広島大学学則第7条第2項に規定する総合科学研究科，文学研究科，教育学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，国際協力研究科及び法務研究科は，この規則による改正後の広島大学学則第7条第2項の規定にかかわらず，令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。	

(4) 広島大学大学院規則 (改正案)

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条―第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条―第 36 条)
- 第 4 章 休学, 退学及び転学(第 37 条―第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条―第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条―第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条―第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条―第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 国際連携専攻(第 56 条)
- 第 12 章 雑則(第 57 条・第 58 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医系科学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

- 4 専門職学位課程は、人間社会科学研究科教職開発専攻を教職大学院の課程として取り扱い、人間社会科学研究科実務法学専攻を法科大学院の課程として取り扱うものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。
(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

人間社会科学研究科(博士課程)

人文社会科学専攻

教育科学専攻

教職開発専攻(専門職学位課程)

実務法学専攻(専門職学位課程)

広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻(修士課程)

先進理工系科学研究科(博士課程)

先進理工系科学専攻

広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻(修士課程)

統合生命科学研究科(博士課程)

統合生命科学専攻

医系科学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

総合健康科学専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医系科学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医系科学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(専門職学位課程の標準修業年限)

第9条 人間社会科学研究科教職開発専攻の標準修業年限は2年、人間社会科学研究科実務法学専攻の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程若しくは博士課程前期又は教育学研究科教職開発専攻は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び人間社会科学研究科実務法学専攻は6年、医系科学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日(人間社会科学研究科人文社会科学専攻マネジメントプログラムにあつては日曜日及び月曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22 歳に達したもの
- (11) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第 16 条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの

第 17 条 医系科学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの
- (10) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 人間社会科学研究科実務法学専攻における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(検定料の免除)

第18条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除、徴収猶予及び不徴収)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額若しくは半額を免除し、若しくはその徴収を猶予し、又は入学料を徴収しないこととすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、入学料の免除、徴収猶予及び不徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 人間社会科学研究科実務法学専攻における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 25 条 本学大学院の教育課程は、教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、各研究科の学生が共通に履修する授業科目(次項において「大学院共通科目」という。)及び本学大学院各研究科の授業科目に区分する。
- 3 大学院共通科目に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。
- 5 第2項に定めるもののほか、本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める卓越大学院プログラム又は第25条の3に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第25条の2 新たな知の創造と活用を主導し、時代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材、高度な知のプロフェッショナルを育成することを目的として、卓越大学院プログラムを開設する。

- 2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第25条の3 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

- 2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

第27条 本学大学院の学生(専門職学位課程の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生(人間社会科学研究科教職開発専攻及び実務法学専攻の学生を除く。)が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導(国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。)を受け

ることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 専門職学位課程の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、人間社会科学研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあっては修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあっては30単位とする。ただし、93

単位を超える単位の修得を人間社会科学研究科実務法学専攻の修了の要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあつては、修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあつては、次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあつては、前条第 1 項及び第 2 項並びに第 44 条の 2 第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあつては、前条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。))を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 休学、退学及び転学

(休学)

第 37 条 休学については、通則第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

(退学)

第 38 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(転学)

第 39 条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第 5 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 40 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 42 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 43 条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第 44 条 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。医系科学研究科医歯薬学専攻においては 4 年)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の

教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医系科学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第44条の2 人間社会科学研究科教職開発専攻の修了の要件は、2年以上在学し、かつ、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第26条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)で人間社会科学研究科が定める単位以上を修得することとする。

- 2 人間社会科学研究科が教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず第36条第2項の規定により当該専攻に入学する前に修得した単位(第15条に規定する入学資格を有した後に修得したものに限り。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で人間社会科学研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専攻に1年以上在学するものとする。

第 45 条 人間社会科学研究科実務法学専攻の修了の要件は、3 年以上在学し、かつ、93 単位以上で人間社会科学研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については 1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず人間社会科学研究科実務法学専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30 単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第 35 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 35 条第 1 項ただし書及び前項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第 46 条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第 47 条 第 43 条及び第 44 条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第 48 条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第 7 章 授業料

(授業料)

第 49 条 授業料の年額は、535,800 円(人間社会科学研究科実務法学専攻にあつては 804,000 円)とする。ただし、第 32 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 第2項に定めるもののほか、別に定める広島大学入学前奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

第8章 特別研究学生

(特別研究学生)

第50条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
 - 3 既納の授業料は、返還しない。
 - 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限る、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 人間社会科学研究科実務法学専攻を修了した者で、修了後引き続き人間社会科学研究科実務法学専攻において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、人間社会科学研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 第 1 項の規定にかかわらず、人間社会科学研究科実務法学専攻における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 国際連携専攻

(国際連携専攻における学生の修学に関する取扱い)

第 56 条 人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻及び先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、連携外国大学院(当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院をいう。)と締結する協定書又は覚書により別に定める。

第 12 章 雑則

(雑則)

第 57 条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 58 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 171 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 15 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の口腔健康科学専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程
		収容定員
医歯薬学総合研究科	口腔健康科学専攻	12
	計	138
総 計		2,130

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の授業科目の成績評価については、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 30 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の広島大学大学院規則(以下「旧規則」という。)第 4 条に規定する工学研究科の各専攻は、新規則第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 工学研究科の各専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 22 年度及び平成 23 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期	
		収容定員	収容定員	
		平成 22 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
工学研究科	複雑システム工学専攻	24	22	11
	物質化学システム専攻	36	34	17
	社会環境システム専攻	43	42	21
	機械システム工学専攻	69	47	37
	機械物理工学専攻	30	10	20
	システムサイバネティクス専攻	34	11	22
	情報工学専攻	64	39	39
	化学工学専攻	24	8	16
	応用化学専攻	26	9	18
	社会基盤環境工学専攻	20	7	14
	輸送・環境システム専攻	20	7	14
	建築学専攻	21	7	14
	計	411	243	243
	総 計	2, 176	1, 612	1, 612

- 5 医歯薬学総合研究科の薬学専攻，薬科学専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 22 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程
		収容定員
医歯薬学総合研究科	薬学専攻	43
	薬科学専攻	20
	計	127
総 計		2, 176

- 6 法務研究科の法務専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 22 年度及び平成 23 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	
		収容定員	
		平成 22 年度	平成 23 年度
法務研究科	法務専攻	168	156
	計	168	156
総 計		2, 176	2, 210

附 則(平成 22 年 10 月 19 日規則第 128 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 医歯薬学総合研究科の口腔健康科学専攻博士課程後期及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度及び平成 24 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士課程又は博士課程後期	
		収容定員	
		平成 23 年度	平成 24 年度
医歯薬学総合研究科	口腔健康科学専攻	4	8
	計	452	456
総計		1, 616	1, 620

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)

- この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 保健学研究科、医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又	博士課程又は博士課程後
------	-----	--------------	-------------

		は専門職学位課程	期		
		収容定員	収容定員		
		平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17	
	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	
	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

附 則(平成 24 年 5 月 15 日規則第 101 号)

この規則は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。ただし、第 25 条第 2 項の改正規定及び第 25 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 19 日規則第 111 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 51 号)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 法務研究科の法務専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度にあつては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	
		収容定員	
		平成27年度	平成28年度
法務研究科	法務専攻	132	120
	計	132	120
総計		2,166	2,154

附 則(平成28年3月31日規則第52号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第4条に規定する教育学研究科の教育学専攻及び心理学専攻を除く各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第4条及び別表の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科の各専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成28年度及び平成29年度にあつては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期	
		収容定員	収容定員	
		平成28年度	平成28年度	平成29年度
教育学研究科	学習科学専攻	19	—	—
	特別支援教育学専攻	5	—	—
	科学文化教育専攻	35	—	—
	言語文化教育専攻	34	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	—	—
	教育学専攻	29	—	—
	高等教育開発専攻	5	—	—
	学習開発専攻	—	18	9

	文化教育開発 専攻	—	44	22
	教育人間科学 専攻	—	36	18
	教職開発専攻	20	—	—
	学習開発学専 攻	20	—	—
	教科教育学専 攻	80	—	—
	日本語教育学 専攻	14	—	—
	高等教育学専 攻	5	—	—
	教育学習科学 専攻	—	49	98
	計	329		
総計		2, 153		

- 4 法務研究科の法務専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 28 年度及び平成 29 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	
		収容定員	
		平成 28 年度	平成 29 年度
法務研究科	法務専攻	104	76
	計	104	76
総計		2, 153	2, 140

附 則(平成 28 年 7 月 19 日規則第 174 号)

- この規則は、平成 28 年 7 月 19 日から施行する。
- この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 15 条及び第 17 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 新規則第 18 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

附 則(平成 28 年 10 月 18 日規則第 226 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 18 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 21 日規則第 7 号)

この規則は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 14 日規則第 17 号)

この規則は、平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 28 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する理学研究科の生物科学専攻、数理分子生命理学専攻、先端物質科学研究科の分子生命機能科学専攻、医歯薬保健学研究科の各専攻及び生物圏科学研究科の各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 総合科学研究科の総合科学専攻、理学研究科の生物科学専攻、数理分子生命理学専攻、先端物質科学研究科の分子生命機能科学専攻、医歯薬保健学研究科の各専攻、生物圏科学研究科の各専攻、統合生命科学研究科の統合生命科学専攻、医系科学研究科の各専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 31 年度、平成 32 年度及び平成 33 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成 31 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
総合科学研究科	総合科学専攻	110	57	54	
	計	110	57	54	
理学研究科	生物科学専攻	24	24	12	
	数理分子生命理学専攻	23	22	11	
	計	217	166	143	
先端物質科学研究科	分子生命機能科学専攻	24	22	11	
	計	104	79	68	
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	291	194	97
	口腔健康科学専攻	12	8	4	
	薬科学専攻	18	6	3	
	保健学専攻	34	30	15	
	医歯科学専攻	12	—	—	—

	計	76	335	216	97
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	24	12	
	生物機能開発学専攻	24	24	12	
	環境循環系制御学専攻	19	18	9	
	計	73	66	33	
統合生命科学研究科	統合生命科学専攻	170	70	140	
	計	170	70	140	
医系科学研究科	医歯薬学専攻	—	97	194	291
	総合健康科学専攻	76	25	50	
	計	76	122	244	366
総計		2, 140	1, 570	1, 573	

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の広島大学大学院規則第4条に規定する総合科学研究科の総合科学専攻、文学研究科の人文学専攻、教育学研究科の各専攻、社会科学研究科の各専攻、理学研究科の各専攻、先端物質科学研究科の各専攻、工学研究科の各専攻、国際協力研究科の各専攻及び法務研究科の法務専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第4条及び別表の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 総合科学研究科の総合科学専攻、文学研究科の人文学専攻、教育学研究科の各専攻、社会科学研究科の各専攻、理学研究科の各専攻、先端物質科学研究科の各専攻、工学研究科の各専攻、国際協力研究科の各専攻、法務研究科の法務専攻、人間社会科学研究科の各専攻、先進理工系科学研究科の各専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期 又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		収容定員		収容定員	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
総合科学研究科	総合科学専攻	50		37	17
	計	50		37	17

文学研究科	人文学専攻	64		64	32
	計	64		64	32
教育学研究科	教職開発専攻	20		—	—
	学習開発学専攻	20		—	—
	教科教育学専攻	80		—	—
	日本語教育学専攻	14		—	—
	教育学専攻	14		—	—
	心理学専攻	19		—	—
	高等教育学専攻	5		—	—
	教育学習科学専攻	—		98	49
	計	172		98	49
社会科学 研究科	法政システム専攻	24		10	5
	社会経済システム専攻	28		16	8
	マネジメント専攻	28		28	14
	計	80		54	27
理学研究科	数学専攻	22		22	11
	物理科学専攻	30		26	13
	化学専攻	23		22	11
	地球惑星システム学専攻	10		10	5
	計	85		80	40
先端物質 科学研究科	量子物質科学専攻	25		24	12
	半導体集積科学専攻	15		14	7
	計	40		38	19
工学研究科	機械システム工学専攻	28		18	9
	機械物理工学専攻	30		20	10
	システムサイ	34		22	11

	バネティクス 専攻				
	情報工学専攻	37		26	13
	化学工学専攻	24		16	8
	応用化学専攻	26		18	9
	社会基盤環境 工学専攻	20		14	7
	輸送・環境シ ステム専攻	20		14	7
	建築学専攻	21		14	7
	計	240		162	81
国際協力 研究科	開発科学専攻	43		44	22
	教育文化専攻	28		28	14
	計	71		72	36
法務研究 科	法務専攻	40	20	—	—
	計	40	20	—	—
人間社会 科学研究 科	人文社会科学 専攻	257		85	170
	教育科学専攻	163		50	100
	教職開発専攻	30		—	—
	実務法学専攻	20		—	—
	広島大学・グ ラーツ大学国 際連携サステ イナビリティ 学専攻	2		—	—
	計	472		135	270
先進理工 系科学研 究科	先進理工系科 学専攻	449		128	256
	広島大学・ラ イプツィヒ大 学国際連携サ ステイナビリ ティ学専攻	2		—	—
	計	451		128	256
総計		2, 257		1, 535	1, 500

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会科学 科学研究科	人文社会科学専攻	257	514	85	255
	教育科学専攻	163	326	50	150
	教職開発専攻	30	60	—	—
	実務法学専攻	20	60	—	—
	広島大学・グラー ツ大学国際連携サ ステイナビリティ 学専攻	2	4	—	—
	計	472	964	135	405
先進理工系 科学研究科	先進理工系科学専 攻	449	898	128	384
	広島大学・ライブ ツイヒ大学国際連 携サステイナビリ ティ学専攻	2	4	—	—
	計	451	902	128	384
統合生命科 学研究科	統合生命科学専攻	170	340	70	210
	計	170	340	70	210
医系科学研 究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	総合健康科学専攻	76	152	25	75
	計	76	152	122	463
総計		1, 169	2, 358	455	1, 462

(5) 広島大学大学院規則の変更事項

1 変更の事由

- ① 広島大学に、大学院人間社会科学研究科及び大学院先進理工系科学研究科を設置することとするため。
- ② 大学院人間社会科学研究科に、広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻を設置することとするため。
- ③ 大学院先進理工系科学研究科に、広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻を設置することとするため。

2 変更の概要

- ① 大学院人間社会科学研究科及び大学院先進理工系科学研究科の設置に伴う本学大学院の研究科，研究科に置く課程及び専攻並びに収容定員その他所要の規定の整備を行う。
- ② 大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の設置に伴う本学大学院の研究科に置く課程及び専攻並びに収容定員その他所要の規定の整備を行う。

(6) 広島大学大学院規則(改正案)新旧対照表

改正前	改正後
目次 第1章 総則(第1条－第13条) 第2章 入学(第14条－第24条) 第3章 教育課程(第25条－第36条) 第4章 休学, 退学及び転学(第37条－第39条) 第5章 賞罰及び除籍(第40条－第42条) 第6章 課程の修了及び学位の授与(第43条－第48条) 第7章 授業料(第49条) 第8章 特別研究学生(第50条－第52条) 第9章 研究生及び科目等履修生等(第53条－第54条の3) 第10章 教員組織(第55条) 第11章 雑則(第56条・第57条) 附則 (略) (本学大学院の課程) 第3条 本学大学院に, 修士課程, 博士課程及び専門職学位課程を置く。 2 博士課程(医系科学研究科医歯薬学専攻を除く。)は, 前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。 3 博士課程前期は, 修士課程として取り扱うものとする。 4 専門職学位課程は, <u>教育学研究科教職開発専攻</u>を教職大学院の課程として取り扱い, <u>法務研究科</u>を法科大学院の課程として取り扱うものとする。 5 第2項の規定にかかわらず, 教育研究上必要がある場合においては, 博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。 (課程及び専攻等) 第4条 本学大学院の各研究科に, 次の課程及び専攻を置く。 <u>総合科学研究科(博士課程)</u> <u>総合科学専攻</u> <u>文学研究科(博士課程)</u> <u>人文学専攻</u> <u>教育学研究科(博士課程)</u> <u>教職開発専攻(専門職学位課程)</u> <u>学習開発学専攻(博士課程前期)</u> <u>教科教育学専攻(博士課程前期)</u> <u>日本語教育学専攻(博士課程前期)</u> <u>教育学専攻(博士課程前期)</u>	目次 第1章 総則(第1条－第13条) 第2章 入学(第14条－第24条) 第3章 教育課程(第25条－第36条) 第4章 休学, 退学及び転学(第37条－第39条) 第5章 賞罰及び除籍(第40条－第42条) 第6章 課程の修了及び学位の授与(第43条－第48条) 第7章 授業料(第49条) 第8章 特別研究学生(第50条－第52条) 第9章 研究生及び科目等履修生等(第53条－第54条の3) 第10章 教員組織(第55条) <u>第11章 国際連携専攻(第56条)</u> <u>第12章 雑則(第57条・第58条)</u> 附則 (略) (本学大学院の課程) 第3条 同左 2 // 3 // 4 専門職学位課程は, <u>人間社会科学研究科教職開発専攻</u>を教職大学院の課程として取り扱い, <u>人間社会科学研究科実務法学専攻</u>を法科大学院の課程として取り扱うものとする。 5 同左 (課程及び専攻等) 第4条 同左

<u>心理学専攻(博士課程前期)</u> <u>高等教育学専攻(博士課程前期)</u> <u>教育学習科学専攻(博士課程後期)</u> <u>社会科学研究科(博士課程)</u> <u>法政システム専攻</u> <u>社会経済システム専攻</u> <u>マネジメント専攻</u> <u>理学研究科(博士課程)</u> <u>数学専攻</u> <u>物理科学専攻</u> <u>化学専攻</u> <u>地球惑星システム学専攻</u> <u>先端物質科学研究科(博士課程)</u> <u>量子物質科学専攻</u> <u>半導体集積科学専攻</u> <u>工学研究科(博士課程)</u> <u>機械システム工学専攻</u> <u>機械物理工学専攻</u> <u>システムサイバネティクス専攻</u> <u>情報工学専攻</u> <u>化学工学専攻</u> <u>応用化学専攻</u> <u>社会基盤環境工学専攻</u> <u>輸送・環境システム専攻</u> <u>建築学専攻</u> <u>国際協力研究科(博士課程)</u> <u>開発科学専攻</u> <u>教育文化専攻</u> 統合生命科学研究科(博士課程) 統合生命科学専攻 医系科学研究科(博士課程) 医歯薬学専攻 総合健康科学専攻 <u>法務研究科(専門職学位課程)</u> <u>法務専攻</u>	<u>人間社会科学研究科(博士課程)</u> <u>人文社会科学専攻</u> <u>教育科学専攻</u> <u>教職開発専攻(専門職学位課程)</u> <u>実務法学専攻(専門職学位課程)</u> <u>広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻(修士課程)</u> <u>先進理工系科学研究科(博士課程)</u> <u>先進理工系科学専攻</u> <u>広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻(修士課程)</u> 統合生命科学研究科(博士課程) 統合生命科学専攻 医系科学研究科(博士課程) 医歯薬学専攻 総合健康科学専攻
--	--

(略) (専門職学位課程の標準修業年限) 第9条 <u>教育学</u>研究科教職開発専攻の標準修業年限は2年、<u>法務</u>研究科の標準修業年限は3年とする。 (在学年限) 第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程若しくは博士課程前期又は教育学研究科教職開発専攻は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び<u>法務</u>研究科は6年、医系科学研究科医歯薬学専攻は8年とする。 (略) (休業日) 第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日(<u>社会科学研究科のマネジメント専攻</u>にあっては日曜日及び月曜日) (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。 (略) (入学出願手続) 第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。 2 <u>法務</u>研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。 3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。 (略)	(略) (専門職学位課程の標準修業年限) 第9条 <u>人間社会科学</u>研究科教職開発専攻の標準修業年限は2年、<u>人間社会科学</u>研究科<u>実務法学専攻</u>の標準修業年限は3年とする。 (在学年限) 第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程若しくは博士課程前期又は教育学研究科教職開発専攻は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び<u>人間社会科学</u>研究科<u>実務法学専攻</u>は6年、医系科学研究科医歯薬学専攻は8年とする。 (略) (休業日) 第13条 同左 (1) 日曜日及び土曜日(<u>人間社会科学</u>研究科<u>人文社会科学専攻マネジメントプログラム</u>にあっては日曜日及び月曜日) (2) 同左 (3) // (4) // (5) // 2 // 3 // 4 // (略) (入学出願手続) 第18条 同左 2 <u>人間社会科学</u>研究科<u>実務法学専攻</u>における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。 3 同左 (略)
---	---

(検定料及び入学料の返還) 第24条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。 (1) <u>法務研究科</u>における第19条に規定する入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 23,000円 (2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額 (3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額 (略) (研究指導) 第27条 本学大学院の学生(専門職学位課程の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。 2 各研究科(<u>法務研究科を除く。</u>)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生(<u>教育学研究科教職開発専攻の学生を除く。</u>)が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 (略) (履修科目の登録の上限) 第31条 専門職学位課程の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、<u>教育学研究科又は法務研究科</u>の定めるところによる。	(検定料及び入学料の返還) 第24条 同左 2 // (1) <u>人間社会科学研究科実務法学専攻</u>における第19条に規定する入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 23,000円 (2) 同左 (3) // (略) (研究指導) 第27条 同左 2 各研究科は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生(<u>人間社会科学研究科教職開発専攻及び実務法学専攻の学生を除く。</u>)が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導(<u>国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。</u>)を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 (略) (履修科目の登録の上限) 第31条 専門職学位課程の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、<u>人間社会科学研究科</u>の定めるところによる。
--	---

(略) (学生交流及び留学等) 第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10単位(教育学研究科教職開発専攻にあっては修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあっては30単位とする。ただし、93単位を超える単位の修得を法務研究科の修了の要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(教育学研究科教職開発専攻にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあっては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。)を超えないものとする。 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。 (入学前の既修得単位の認定) 第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(教育学研究科教職開発専攻にあっては、前条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあっては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす	(略) (学生交流及び留学等) 第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあっては修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあっては30単位とする。ただし、93単位を超える単位の修得を人間社会科学研究科実務法学専攻の修了の要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 同左 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあっては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。)を超えないものとする。 4 同左 (入学前の既修得単位の認定) 第36条 同左 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(人間社会科学研究科教職開発専攻にあっては、前条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。人間社会科学研究科実務法学専攻にあっては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単
--	---

す単位数を除く。)とする。)を超えないものとする。 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。 (略) 第44条の2 <u>教育学研究科教職開発専攻</u>の修了の要件は、2年以上在学し、かつ、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。 2 <u>教育学研究科</u>が教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。 3 第1項の規定にかかわらず第36条第2項の規定により当該専攻に入学する前に修得した単位(第15条に規定する入学資格を有した後に修得したものに限る。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で<u>教育学研究科</u>が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専攻に1年以上在学するものとする。 第45条 <u>法務研究科</u>の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で<u>法務研究科</u>が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。 2 前項の規定にかかわらず<u>法務研究科</u>において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30	位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)とする。)を超えないものとする。 3 同左 (略) 第44条の2 <u>人間社会科学研究科教職開発専攻</u>の修了の要件は、2年以上在学し、かつ、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)で<u>人間社会科学研究科</u>が定める単位以上を修得することとする。 2 <u>人間社会科学研究科</u>が教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。 3 第1項の規定にかかわらず第36条第2項の規定により当該専攻に入学する前に修得した単位(第15条に規定する入学資格を有した後に修得したものに限る。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で<u>人間社会科学研究科</u>が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専攻に1年以上在学するものとする。 第45条 <u>人間社会科学研究科実務法学専攻</u>の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で<u>人間社会科学研究科</u>が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。 2 前項の規定にかかわらず<u>人間社会科学研究科実務法学専攻</u>において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。 3 同左
---	--

単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。 (略) 第7章 授業料 (授業料) 第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあっては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。 4 第2項に定めるもののほか、別に定める広島大学入学前奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。 5 前各項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。 (略) (法務研修生) 第54条の2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。 2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。 (略) 第10章 教員組織 (教員組織) 第55条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。 2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。 3 法務研究科における授業は、教授が担当する。た	(略) 第7章 授業料 (授業料) 第49条 授業料の年額は、535,800円(人間社会科学研究科実務法学専攻にあっては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。 2 同左 3 " 4 " 5 " (略) (法務研修生) 第54条の2 人間社会科学研究科実務法学専攻を修了した者で、修了後引き続き人間社会科学研究科実務法学専攻において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。 2 法務研修生に関し必要な事項は、人間社会科学研究科が定める。 (略) 第10章 教員組織 (教員組織) 第55条 各研究科における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。 2 各研究科における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。 3 第1項の規定にかかわらず、人間社会科学研究科
---	--

だし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第57条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(略)

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	50	100	17	51
	計	50	100	17	51
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	教職開発専攻	20	40	—	—
	学習開発学専攻	20	40	—	—
	教科教育学	80	160	—	—

実務法学専攻における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第11章 国際連携専攻

(国際連携専攻における学生の修学に関する取扱い)

第56条 人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻及び先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、連携外国大学院(当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院をいう。)と締結する協定書又は覚書により別に定める。

第12章 雑則

(雑則)

第57条 同左

2 //

第58条 //

(略)

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

	専攻				
	日本語教育	14	28	—	—
	学専攻				
	教育学専攻	14	28	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育学	5	10	—	—
	専攻				
	教育学習科	—	—	49	147
	学専攻				
	計	172	344	49	147
社会科学科	法政システ	24	48	5	15
学研究	ム専攻				
科	社会経済シ	28	56	8	24
	ステム専攻				
	マネジメント	28	56	14	42
	ト専攻				
	計	80	160	27	81
理学研究	数学専攻	22	44	11	33
究科	物理学専	30	60	13	39
	攻				
	化学専攻	23	46	11	33
	地球惑星シ	10	20	5	15
	ステム学専				
	攻				
	計	85	170	40	120
先端物質科学	量子物質科	25	50	12	36
研究科	学専攻				
	半導体集積	15	30	7	21
	科学専攻				
	計	40	80	19	57
工学研究	機械システ	28	56	9	27
究科	ム工学専攻				
	機械物理工	30	60	10	30
	学専攻				
	システムサ	34	68	11	33
	イバネティ				
	クス専攻				

	情報工学専攻	<u>37</u>	<u>74</u>	<u>13</u>	<u>39</u>	
	化学工学専攻	<u>24</u>	<u>48</u>	<u>8</u>	<u>24</u>	
	応用化学専攻	<u>26</u>	<u>52</u>	<u>9</u>	<u>27</u>	
	社会基盤環境工学専攻	<u>20</u>	<u>40</u>	<u>7</u>	<u>21</u>	
	輸送・環境システム専攻	<u>20</u>	<u>40</u>	<u>7</u>	<u>21</u>	
	建築学専攻	<u>21</u>	<u>42</u>	<u>7</u>	<u>21</u>	
	計	<u>240</u>	<u>480</u>	<u>81</u>	<u>243</u>	
	国際協力研究科	開発科学専攻	<u>43</u>	<u>86</u>	<u>22</u>	<u>66</u>
	教育文化専攻	<u>28</u>	<u>56</u>	<u>14</u>	<u>42</u>	
	計	<u>71</u>	<u>142</u>	<u>36</u>	<u>108</u>	

人間社会科学科学研究科	人文社会科学専攻	<u>257</u>	<u>514</u>	<u>85</u>	<u>255</u>	
	教育科学専攻	<u>163</u>	<u>326</u>	<u>50</u>	<u>150</u>	
	教職開発専攻	<u>30</u>	<u>60</u>	—	—	
	実務法学専攻	<u>20</u>	<u>60</u>	—	—	
	広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻	<u>2</u>	<u>4</u>	—	—	
	計	<u>472</u>	<u>964</u>	<u>135</u>	<u>405</u>	
	先進理工系科学研究科	先進理工系科学専攻	<u>449</u>	<u>898</u>	<u>128</u>	<u>384</u>
	広島大学・ライプツィヒ大学	<u>2</u>	<u>4</u>	—	—	

							国際連携サステイナビリティ学専攻				
							計	451	902	128	384
統合生命科学	統合生命科学専攻	170	340	70	210	統合生命科学専攻	170	340	70	210	
研究科	計	170	340	70	210	科学科	計	170	340	70	210
医系科学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388	医系科学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	総合健康科学専攻	76	152	25	75		総合健康科学専攻	76	152	25	75
	計	76	152	122	463		計	76	152	122	463
法務研究科	法務専攻	20	60	—	—						
	計	20	60	—	—						
総計		1,068	2,156	493	1,576	総計		1,169	2,358	455	1,462

(略)

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第4条に規定する総合科学研究科の総合科学専攻、文学研究科の人文科学専攻、教育学研究科の各専攻、社会科学研究科の各専攻、理学研究科の各専攻、先端物質科学研究科の各専攻、工学研究科の各専攻、国際協力研究科の各専攻及び法務研究科の法務専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第4条及び別表の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 総合科学研究科の総合科学専攻、文学研究科の人文科学専攻、教育学研究科の各専攻、社会科学研究科の各専攻、理学研究科の各専攻、先端物質科学研究科の各専攻、工学研究科の各専攻、国際協力研究科の各専攻、法務研究科の法務専攻、人間社会科学研究科の各専攻、先進理工系科学研究科の各専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	修士課程，博士 課程前期又は専 門職学位課程		博士課程又は博 士課程後期	
		収容定員		収容定員	
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総 合 科 学 研 究 科	総合科学 専攻	50		37	17
	計	50		37	17
文 学 研 究 科	人文学専 攻	64		64	32
	計	64		64	32
教 育 学 研 究 科	教職開発 専攻	20		—	—
	学習開発 学専攻	20		—	—
	教科教育 学専攻	80		—	—
	日本語教 育学専攻	14		—	—
	教育学専 攻	14		—	—
	心理学専 攻	19		—	—
	高等教育 学専攻	5		—	—
	教育学習 科学専攻	—		98	49
	計	172		98	49
社 会 科 学 研 究 科	法政シス テム専攻	24		10	5
	社会経済 システム 専攻	28		16	8
	マネジメ ント専攻	28		28	14
	計	80		54	27
	理 学 数学専攻	22		22	11

	研 究 科	物理科学	<u>30</u>		<u>26</u>	<u>13</u>
		専攻				
		化学専攻	<u>23</u>		<u>22</u>	<u>11</u>
		地球惑星	<u>10</u>		<u>10</u>	<u>5</u>
		システム				
		学専攻				
		計	<u>85</u>		<u>80</u>	<u>40</u>
	先 端 物 質	量子物質	<u>25</u>		<u>24</u>	<u>12</u>
		科学専攻				
	科 学 研 究 科	半導体集	<u>15</u>		<u>14</u>	<u>7</u>
		積科学専				
		攻				
		計	<u>40</u>		<u>38</u>	<u>19</u>
	工 学 研 究 科	機械シス	<u>28</u>		<u>18</u>	<u>9</u>
		テム工学				
		専攻				
		機械物理	<u>30</u>		<u>20</u>	<u>10</u>
		工学専攻				
		システム	<u>34</u>		<u>22</u>	<u>11</u>
		サイバネ				
		ティクス				
		専攻				
		情報工学	<u>37</u>		<u>26</u>	<u>13</u>
		専攻				
		化学工学	<u>24</u>		<u>16</u>	<u>8</u>
		専攻				
		応用化学	<u>26</u>		<u>18</u>	<u>9</u>
		専攻				
		社会基盤	<u>20</u>		<u>14</u>	<u>7</u>
		環境工学				
		専攻				
		輸送・環	<u>20</u>		<u>14</u>	<u>7</u>
		境システ				
		ム専攻				
		建築学専	<u>21</u>		<u>14</u>	<u>7</u>
		攻				
		計	<u>240</u>		<u>162</u>	<u>81</u>
	国 際 協 力	開発科学	<u>43</u>		<u>44</u>	<u>22</u>
		専攻				

	研 究 科	教育文化	<u>28</u>		<u>28</u>	<u>14</u>
		専攻				
		計	<u>71</u>		<u>72</u>	<u>36</u>
	法 務	法務専攻	<u>40</u>	<u>20</u>	—	—
	研 究 科	計	<u>40</u>	<u>20</u>	—	—
	人 間	人文社会	<u>257</u>		<u>85</u>	<u>170</u>
	社 会	科学専攻				
	科 学	教育科学	<u>163</u>		<u>50</u>	<u>100</u>
	研 究 科	専攻				
		教職開発	<u>30</u>		—	—
		専攻				
		実務法学	<u>20</u>		—	—
		専攻				
		広 島 大 学・グラ ーツ大学	<u>2</u>		—	—
		国際連携				
		サステイ ナビリテ ィ学専攻				
		計	<u>472</u>		<u>135</u>	<u>270</u>
	先 進 理 工 系 科	先進理工 系科学専 攻	<u>449</u>		<u>128</u>	<u>256</u>
	学 研 究 科	広 島 大 学・ライ プツィヒ 大学国際 連携サス テイナビ リティ学 専攻	<u>2</u>		—	—
		計	<u>451</u>		<u>128</u>	<u>256</u>
	総計		<u>2,257</u>		<u>1,535</u>	<u>1,500</u>

(7) 広島大学学位規則(改正案)

(平成16年4月1日規則第8号)

広島大学学位規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条)

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条―第10条)

第4章 博士の学位授与等(第11条―第14条)

第5章 雑則(第15条―第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第46条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第46条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前2項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、連携外国大学院(当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院をいう。)と締結する協定書又は覚書により別に定める。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 15 年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 2 条第 3 項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 31 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 38 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部総合薬学科に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 5 月 15 日規則第 89 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の学士の学位記の様式については、この規則による改正後の広島大学学位規則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 16 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 21 年度以前に医歯薬学総合研究科に入学した学生の修士の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 2 日規則第 100 号)

この規則は、平成 22 年 8 月 2 日から施行し、この規則による改正後の広島大学学位規則の規定は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 27 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に保健学研究科又は医歯薬学総合研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 5 月 15 日規則第 102 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 32 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学学位規則(以下「新規則」という。)第 13 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 14 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 17 日規則第 17 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 53 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 8 日規則第 146 号)

この規則は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 58 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 29 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に医歯薬保健学研究科又は生物圏科学研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学部研究科、理科学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、国際協力研究科又は法務研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は、この規則による改正後の広島大学学位規則別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

情報科学部	情報科学	
-------	------	--

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	マネジメント	マネジメント
	経営学	経営学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
	教育学	教育学
	教育心理学	教育心理学
先進理工系科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
統合生命科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
	学術	学術
医系科学研究科	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術
	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究科	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

		割 印	
		第	号
卒業証書	学位記		
氏名			
年 月 日生			
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学士(「専攻分野」)の学位を授与する			
年 月 日			
広島大学〇〇学部長		印	
広島大学長		印	

別記様式第2号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(大学院の課程(博士課程リーダー育成プログラム及び専門職学位課程を除く。)を修了した場合)

		第		割印	号
学位記					
氏名					
年 月 日生					
修士課程					
博士課程前期					
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の		博士課程		を修了したので修(博)士	
(「専攻分野」)の学位を授与する。					
年 月 日					
広島大学 印					

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

		割 印	
		第	号
学位記			
氏名			
年		月	日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程(〇〇プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。			
年		月	日
広島大学		印	

別記様式第4号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(専門職学位課程を修了した場合)

		割 印 号	
		第	
学位記			
氏名			
年	月	日	生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇修(博)士(専門職)の学位を授与する。			
年		月	日
		広	島 大 学 印

別記様式第5号(第16条関係)

		割 印	
		第	号
学位記			
氏名			
		年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。			
		年	月 日
		広島大学	印

備考 第6条第4項の規定により各研究科が定める年限内に学位論文を提出した者に授与する学位記の様式は、この様式中「試問」を「試験」に代えたものとする。

別記様式第6号(第16条関係)

第2条第3項の規定により授与する学位記の様式

(学位論文提出による場合)

		年	月	日
広島大学長	殿			
		氏名		印
学位申請書				
貴学学位規則第4条第3項の規定に基づき学位論文，論文要旨，履歴書及び審査手数料〇〇〇円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。				

別記様式第7号(第16条関係)

学位申請書添付書類の様式

イ 論文目録の様式

(表紙)

論文目録

学位申請者

氏名 印

備考 用紙の規格は，A4とし，縦にして左横書きとすること。

題目	公表の方法	公表年月日	冊
数			
学位論文			

参考論文			
1	-----		

2	-----		

備考

- (1) 論文題目が外国語の場合は，和訳をつけて，外国語，日本語の順序で列記すること。
- (2) 参考論文が2種以上ある場合は，列記すること。
- (3) 学位論文をまだ公表していないときは，公表予定の方法及び時期を記載すること。
- (4) 論文の要旨は，400字詰原稿用紙10枚以内とすること。
- (5) 用紙の規格は，A4とし，縦にして左横書きとすること。

ロ 第4条第3項の規定による履歴書の様式

履歴書			
本籍(都道府県名) 現住所 氏名 年 月 日生 学歴 年 月 日 年 月 日 職歴 年 月 日 年 月 日 研究歴 年 月 日 年 月 日 賞罰			
上記のとおり違いありません。 年 月 日 氏名 印			

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

(8) 広島大学学位規則の変更事項

1 変更の事由

- ① 広島大学に、大学院人間社会科学研究科及び大学院先進理工系科学研究科を設置することとするため。
- ② 大学院人間社会科学研究科に、広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻を設置することとするため。
- ③ 大学院先進理工系科学研究科に、広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻を設置することとするため。

2 変更の概要

- ① 大学院人間社会科学研究科並びに大学院先進理工系科学研究科における修士、博士及び専門職学位に付記する専攻分野の名称について、次の表のとおりとする。

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	マネジメント	マネジメント
	経営学	経営学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
	教育学	教育学
	教育心理学	教育心理学
先進理工系科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究科	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

- ② 人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻において、当該規則と異なる取扱いをする場合は、当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院と締結する協定書又は覚書により別に定める旨を規定する。

(9) 広島大学学位規則 (改正案) 新旧対照表

改正前	改正後																									
目次 第1章 総則(第1条) 第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条) 第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条－第10条) 第4章 博士の学位授与等(第11条－第14条) 第5章 雑則(第15条－第17条) 附則 (略) (専攻分野の名称) 第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。 2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。 3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。 (略) (その他) 第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。 (略) 別表第2(第3条第2項関係) 修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称 <table><tr><th rowspan="2">研究科名</th><th colspan="2">専攻分野の名称</th></tr><tr><th>修士</th><th>博士</th></tr><tr><td>総合科学研究科</td><td>学術</td><td>学術</td></tr><tr><td>文学研究科</td><td>文学</td><td>文学</td></tr><tr><td>教育学研究科</td><td>教育学</td><td>教育学</td></tr><tr><td></td><td>心理学</td><td>心理学</td></tr></table>	研究科名	専攻分野の名称		修士	博士	総合科学研究科	学術	学術	文学研究科	文学	文学	教育学研究科	教育学	教育学		心理学	心理学	目次 第1章 総則(第1条) 第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条) 第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条－第10条) 第4章 博士の学位授与等(第11条－第14条) 第5章 雑則(第15条－第18条) 附則 (略) (専攻分野の名称) 第3条 同左 2 " 3 " (略) (その他) 第17条 <u>人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び先進理工系科学研究科広島大学・ライブツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、連携外国大学院(当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院をいう。)</u>と締結する協定書又は覚書により別に定める。 第18条 同左 (略) 別表第2(第3条第2項関係) 修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称 <table><tr><th rowspan="2">研究科名</th><th colspan="2">専攻分野の名称</th></tr><tr><th>修士</th><th>博士</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	研究科名	専攻分野の名称		修士	博士			
研究科名		専攻分野の名称																								
	修士	博士																								
総合科学研究科	学術	学術																								
文学研究科	文学	文学																								
教育学研究科	教育学	教育学																								
	心理学	心理学																								
研究科名	専攻分野の名称																									
	修士	博士																								

[illegible]

		口腔健康科学			口腔健康科学
別表第3(第3条第3項関係) 専門職学位に付記する学位の名称			別表第3(第3条第3項関係) 専門職学位に付記する学位の名称		
研究科名		学位の名称	研究科名		学位の名称
教育学研究科		教職修士(専門職)	人間社会科学研究科		教職修士(専門職)
法務研究科		法務博士(専門職)			法務博士(専門職)
(略)			(略)		
			附 則 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 令和2年3月31日以前に総合科学研究科，文学研究科，教育学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，国際協力研究科又は法務研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は，この規則による改正後の広島大学学位規則別表第2及び別表第3の規定にかかわらず，なお従前の例による。		

○広島大学大学院人間社会科学研究科教授会内規（案）

（令和 年 月 日研究科長決裁）

（趣旨）

第1条 この内規は、広島大学部局運営規則（平成16年4月1日規則第31号）第13条の規定に基づき、広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「研究科」という。）の教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる構成員で組織する。

- （1）研究科長
- （2）副研究科長
- （3）研究科長補佐
- （4）教授（前3号に規定する者を除く。）

（審議事項）

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）長期的な目標，中期目標・中期計画及び年度計画における教育，研究及び社会貢献活動に関する事項
- （2）教員選考における教育，研究及び社会貢献に係る業績審査に関する事項
- （3）学生の受入れと身分に関する事項
- （4）学位の授与に関する事項
- （5）教育課程に関する事項
- （6）研究活動に関する事項
- （7）社会貢献活動に関する事項
- （8）教育，研究及び社会貢献に係る諸規則の制定及び改廃に関する事項
- （9）その他研究科長が必要と認めた教育，研究及び社会貢献に係る事項（会議の運営等）

第4条 教授会は、研究科長が必要と認めたとき，又は構成員の5分の1以上からの要求があったときに開催するものとする。

2 教授会に議長を置き，研究科長をもって充てる。

3 議長は，教授会を主宰する。

4 研究科長に事故があるときは，研究科長があらかじめ指名した副研究科長が，議長の職務を代行する。

第5条 研究科長は，審議事項をあらかじめ各構成員に通知するものとする。ただし，緊急を要する事項は，教授会に諮り臨時に付議することができるものとする。

第6条 教授会は，構成員（海外渡航中の者，1月以上の長期出張者，サバティカル研修中の不在者，1月以上の長期療養者，育児休業者，介護休業者，停職

者及び休職中の者を除く。以下同じ。)の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する審議事項のうち、博士の学位の授与に関する事項について審議する場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上により決する。なお、議決の方法は、投票によるものとする。

第7条 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 代議員会は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 研究科長補佐
- (4) 専攻長
- (5) プログラム長
- (6) 研究科長が必要と認めた者

第9条 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。